

# 屋台意識調査からみた福岡市の屋台における現状と課題

## —「福岡市屋台基本条例」施行後に着目して—

瀬野尾大智<sup>1</sup>・永用拓也<sup>1</sup>・横溝陽美<sup>1</sup>・山田 航<sup>1</sup>・阿部亮吾<sup>2</sup>

(<sup>1</sup>愛知教育大学・学, <sup>2</sup>愛知教育大学)

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| I はじめに             | IV おわりに |
| II 福岡市における屋台の歴史と現状 |         |
| III 屋台に対する利用者の意識調査 |         |

キーワード：屋台，福岡市屋台基本条例，天神地区，福岡市中央区

### I はじめに

福岡市の「屋台」<sup>1)</sup>は日本全国の屋台の約 4 割を占めるといわれており（宮崎 2015），福岡市における屋台集積地域（図 1）は市を象徴する観光資源として知られている。その一方で、「街が汚れる」という意見があるなど，屋台が都市環境に与える影響は見過ごせない。福岡市が 2011 年 10 月に行った市民への『屋台に対する意識調査』（福岡市 2011）によれば，屋台は「福岡らしさの象徴」「観光面における影響は大きい」とされる一方，トイレや悪臭などの「衛生面の問題」「料金の不明瞭さ」「営業モラルが低くルールが守られていない」など，不満の声も多く聞かれた（図 2）<sup>2)</sup>。

そのため，福岡市は 2013 年に「福岡市屋台基本条例」を制定し対策に乗り出した。本条例では営業時間，屋外営業の禁止，生もの提供の禁止，メニューの明示，トイレの確保等が目指されている。また，条例を遵守しているかどうかを屋台ごとに点数化し，その結果も公表されるようになった。福岡市によれば，条例制定後は 2 年連続で点数の上昇がみられ，屋台環境はおおむね改善傾向にあるという<sup>3)</sup>。しかしながら，屋台の評価を集積地区別にみると点数が落ちている地区もあり，この条例によって屋台環境が改善され，地域利用者や利用者の不満が本当に解消されたのかどうかは慎重に検討する必要がある。

そこで本研究では，条例の主目的でもある屋台と地域利用者との「共生」できるまちづくりを目指して，利用者の視点から地域にとって真に望ましい屋台の在



図 1 福岡市中央区天神地区における屋台景観  
(2016 年 3 月 14 日，筆者ら撮影)

りを模索したい。屋台側と利用者側が協力し，理解し合うことが福岡市における屋台存続の道であり，ひいては屋台景観を持続可能な都市観光資源にしようものと考えている。

濱田ほか（2010）は屋台の物的配置を類型化し，どのような配置が屋台景観として適当であるのかを検討した。しかしながら，濱田ほかの研究では屋台利用者による屋台への視点が明らかにされていない。そこで本研究では，福岡市民のみならずそれ以外の利用者側にとっても理解が得られる屋台景観の重要性を勘案して，屋台に対する利用者の意識調査を行うこととした。

### II 福岡市における屋台の歴史と現状

福岡市内には，2015 年 12 月公表時点で 109 軒の屋台が存在している<sup>4)</sup>。その内訳は中央区が 63 軒，博多区が 37 軒，その他 9 軒である。これらのうち，もっと

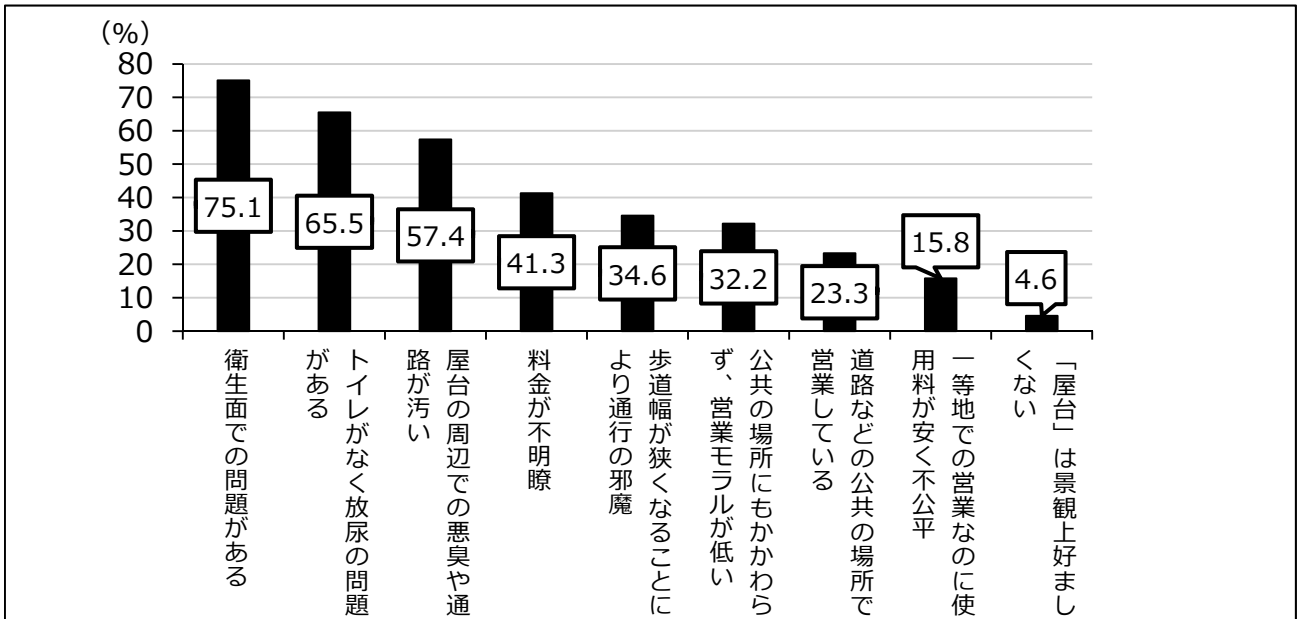


図2 福岡市民が考える屋台の問題点

(福岡市 (2011) より転載)

も屋台軒数の多い中央区天神地区（計 43 軒）を本研究の対象地域とした（図 3）。図 3 中の赤線部は、天神地区において主に屋台が営業している場所を示している。天神地区は福岡市の中心業務地区であり、西日本鉄道（福岡）天神駅を中心に商業施設やオフィスビルが立ち並んで就労者も多いため、本研究の調査に適している。

福岡市には、終戦直後から屋台が出現したといわれている。しかしながら、1949 年には GHQ による屋台の取り締まりが行われ、裁判で屋台全廃命令も下された<sup>5)</sup>。日本全国の自治体で厳しい規制が敷かれ屋台が

衰退していくなか、福岡市では 1950 年の博多移動飲食業組合の設立、1955 年の全廃反対運動等により、屋台の存在意義が主張された（宮崎 2015）。その間、厚生省（当時）の通達で屋台営業の許可が明示され、1960 年代には福岡市内で 400 軒を超える屋台街が形成されたのである<sup>6)</sup>。

一方で、徐々に屋台の営業マナーが問題視されるようになり、1994 年に福岡県警は屋台営業に対して「現営業者一代限り」<sup>7)</sup>の方針を決めた。そのため、屋台主の高齢化により廃業となる屋台が相次ぐとともに、



図3 福岡市中央区天神地区における屋台の集積地域

(福岡市ホームページならびに国土地理院電子国土 web より作成)

新規参入に規制がかけられたこともあって屋台数は減少の一途をたどった。

その後、2000年に「屋台指導要綱」が作成され、2013年には前述の「福岡市屋台基本条例」が制定されるなど、「都市問題としての屋台」に対する行政からの指導・監視が入ることで、営業マナーの改善を図りながら今日の屋台営業が行われているのである。

### Ⅲ 屋台に対する利用者の意識調査

本研究では、調査対象に天神地区の周辺居住者だけでなく、その「就労者」も含めることとした。当該地区で働く就労者は、必ずしもこれまでの調査で対象とされてきた「福岡市民」とは限らないが、かれらもまた日常生活を送るなかで屋台を利用したり、屋台景観を目にする機会が多いと判断したからである。そこで、天神地区の居住者ならびに就労者（新天町商店街、天神明治通り街づくり協議会、九州経済調査協会、福岡地下開発株式会社）を対象に、アンケート調査を実施した。また合わせて、福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課に対して、福岡市の屋台政策に関する聞き取り調査（2016年3月15日）を行った。

#### 1. 回答者の属性

アンケートの回収数は98人分である。アンケートの全回答者のうち62人が福岡市内に住んでおり、28人が（福岡市以外の）福岡県内の市町村に住んでいる。また、残りの8人は福岡県以外の都道府県に住んでいた（表1）。また、アンケートに答えた人のなかで、福岡市に住んでいて福岡市内に勤務地のある人が53人（54%）ともっとも多く、次いで福岡県内の市町村に住んでいて福岡市内が勤務地である人が16人（17%）と多かった。

回答者の性別は男性47人、女性47人、無回答4人であった。年齢層は20代が30人ともっとも多く、30代（20人）と40代（17人）も合わせれば、20～40代の比較的若い年代で全回答者の約7割を占める結果となった（図4）。

#### 2. 屋台の利用頻度

屋台の利用頻度に関して、「あまり利用しない」と回答した人が50人ともっとも多く、また「利用したことがない」と答えた人も17人にも及んだ（図5）。一方で、「ほぼ毎日利用する」と答えた人は1人もおらず、「週に数回」と答えた人も1人、「月に数回」であって

表1 アンケート回答者の属性

	福岡市内	福岡県内	福岡県外
居住地	62	28	8
勤務地	69	4	3
性別	男性	女性	無回答
	47	47	4

（アンケート調査より作成）

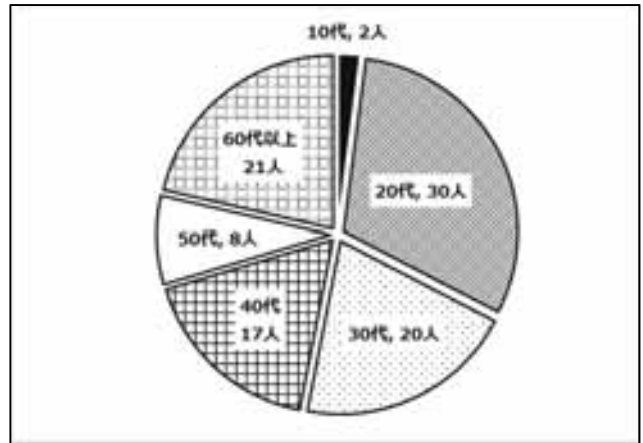


図4 アンケート回答者の年齢層

（アンケート調査より作成）

も3人にすぎなかった。比較的利用する人のなかでも「年に数回」程度（27人）が標準的な屋台利用頻度であり、屋台というものが、周辺居住者・就労者にとって日常的に利用される飲食施設ではないことが分かる。上記屋台の利用頻度と性別・居住地・年齢層のクロス集計から明らかになったことを以下に述べたい。

①「屋台を利用したことがない」と答えた17人のうち、14人は福岡市外に住んでいる。つまり、福岡市外

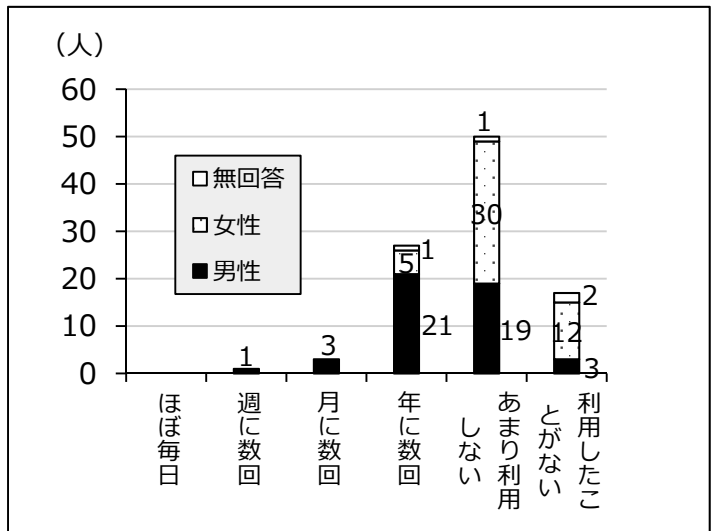


図5 屋台の利用頻度

（アンケート調査より作成）

の居住者は、時間的に考えて夕方以降に開店する屋台を利用しづらいものと予想される。

②屋台を「あまり利用しない」と答えた 50 人のなかで、34 人（68%）は福岡市内に住んでいたのである。つまり福岡市民でさえ、屋台を利用した経験はあっても、さほど頻繁に利用しているわけではないことが分かった。

③屋台を「利用したことがない」と答えた 17 人のなかで、12 人は女性であった。これに関連して、「あまり利用しない」と答えた 50 人のうちでも女性が 30 人を占めた。全回答者のなかで女性の割合がちょうど半数であったことを考慮すれば、明らかに女性回答者の利用頻度が低いことを理解できる。逆に、「年に数回利用する」と答えた男性は 27 人中 21 人にのぼっており、男性の方が女性よりも屋台を利用していることは明らかである。

④「年に数回利用する」と答えた年齢層は 20 代（6 人）、30 代（8 人）、40 代（7 人）で約 78% を占めており、比較的若い年齢層で利用頻度が高いことが指摘できる。

⑤「月に数回」以上の頻度で屋台を使用する人は 4 人しかおらず、全体の 5% にも満たなかった。なお、利用頻度の高いこの 4 人はすべて福岡市内の居住者である。

### 3. 屋台を利用する理由／しない理由

次に、屋台を「よく利用する理由」と「利用しない理由」（ともに複数回答可）を尋ねた結果をみてみたい。

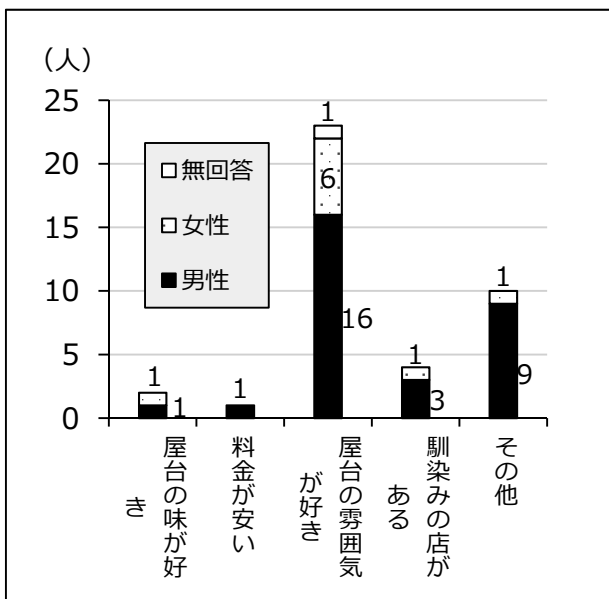


図 6 屋台をよく利用する理由  
(アンケート調査より作成)

屋台をよく利用する理由を示した図 6（N=31 人）によると、「屋台の味が好き」という回答が 2 人、「料金が安い」という回答が 1 人、「馴染みの店がある」という回答が 4 人であった。そのなかで最も多かったのが、「屋台の雰囲気が好き」と答えた 23 人だった。「その他」に記述されていた意見をみると、「会社が近い」「寄りやすい」などの理由や、「福岡以外の人と話題作りのために行く」こともあるようだ。また、「仕事で天神屋台手帳を発売しているためよく行く」といった、周辺就労者ならではの意見もあった。

一方で、屋台をあまり利用しない理由を示した図 7（N=72 人）によると、「その他」（42 人）を除いてもっとも多かったのが「料金が高い」と「馴染みの店がない」の 16 人であった。その次に、「屋台の雰囲気が好きではない」や「屋台の味が好きではない」が続いている。また、16 人が複数の回答を選択しており、全体的に屋台に不満を持つ人も多くいることが分かった。

①屋台をあまり利用しない理由として「屋台の味が好きではない」と回答した 9 人のうち男性が 7 人を占めていた。筆者らは、このように回答するのは女性の方が多いのではと予想していたが、異なる結果となった。

②「料金が高い」と回答した 16 人のうち、8 人が市外に、残りの 8 人が市内に住んでいた。つまり、屋台の料金に不満を持つ人に、地域差はないことが分かった。

③「屋台の雰囲気が好きではない」と回答した 16 人のうち、4 人が 20 代、6 人が 30 代、3 人が 40 代であった。屋台を比較的利用する人のなかで若い年齢層が

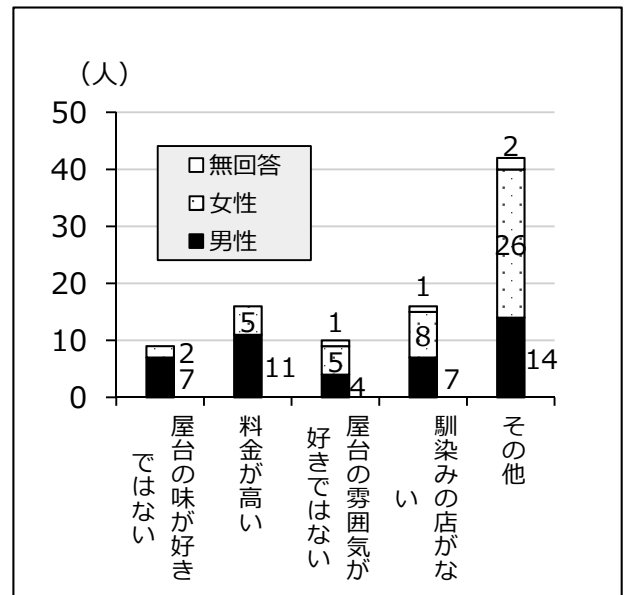


図 7 屋台をあまり利用しない理由  
(アンケート調査より作成)

多いことはⅢの 2 ですすでに指摘したが、その一方で屋台の雰囲気嫌いな若者も多いことがわかった。若い世代の屋台嗜好が二極化している様子をうかがえる。

④「その他」の自由記述欄によれば、屋台をあまり利用しない理由として「衛生面が気になる」と答えた人が 11 人もおり、相変わらず多くの方が屋台の衛生環境に不満を持っているという、従前の調査と同様の結果が得られた。それ以外には、「行くきっかけがない」「時間帯が合わない」とした人も 16 人と多かった。

#### 4. 屋台の営業マナーについて

屋台の営業マナーについて「問題がある」と答えた人は 46 人 (47%)、反対に「問題がない」と答えた人は 44 人 (45%) であった。

営業マナーについて「問題がある」と答えた 46 人のうち、31 人 (67%) は屋台を「あまり利用しない」「利用したことがない」と回答している。このことから、営業マナーを問題視する人の多くが、そもそも普段から屋台を利用していない人であることが分かる。具体的には、「問題がある」と答えた 46 人のうち、最多の 37 人 (80.4%) が「衛生面の問題」を指摘した。他方で「場所の問題」と回答した人は 15 人 (32.6%)、「料金面」に問題があると答えた人は 13 人 (28.3%) にすぎなかった点に鑑みれば、周辺居住者・就労者にとっては、やはり衛生面の問題が大きな障害となっているようである。

##### (1) 衛生面の問題

衛生面 (31 人) への意見のなかでもっとも回答が多かったのは、「従業員の衛生意識」(15 人, 40.5%) に関する不満であった。次に、「食品の安全性」(14 人, 37.8%)、「トイレなどの設備」(11 人, 29.7%) があげられた。「その他」の意見としては、「店に清潔感がない」「食器の安全性が不安」「垂れ流ししている」など従業員の衛生意識に関する意見が多く、屋台の従業員に対して運営ルールをきちんと守って欲しいという利用者の思いが垣間見える。

##### (2) 場所の問題

場所の問題点 (15 人) としては、「屋台が交通の妨げとなる」(8 人) という意見がもっとも多かった。「その他」の意見としては、「土地使用料金が市場価格と大きく乖離している」「都心にある場合、都市部との調和があまりできていないと感じる」といった意見があった。福岡市の都市化が進展するにあたり、屋台景観と都市景観との共生がかい離していると感じる利用者がいることがうかがえた。

##### (3) 料金面の問題

屋台の料金面 (13 人) について、「値段が明記されていない」(8 人)、「値段が高い」(9 人)、「お得感がない」(2 人) という結果が得られた。「その他」には「正しく計算されているか不明」「値段が不明瞭」という意見があり、条例が施行されてからも運営ルールを守っていない屋台が実際あったりするなど、料金面に対する利用者の不安はあまり解消されていない様子である。

たとえそれほど頻度で屋台を利用しなかったとしても、天神地区周辺の居住者や就労者にとっては屋台景観が日常生活圏のなかに存在するため、屋台やそれに行列をつくる利用客が通行の妨げになったり、夜に屋台があったと場所が昼間見ると汚れていたり、異臭がしたりすることで、屋台を「問題」視する状況が生まれてしまっているようだ。

#### 5. 福岡市における屋台の存在意義

「福岡市の観光にとっての屋台がどのような存在なのか」という質問に対しては、回答の多くが「福岡の知名度向上に貢献している」や「観光の目玉である」に集中した。また、「屋台が存在するよさはどのようなところか」という質問に対しては、「福岡らしさがあるところ」「観光に貢献しているところ」という回答が多く得られた。ここから、「福岡＝屋台の街」という意識が居住者・就労者にもあって、屋台景観を観光資源のひとつとして認識しているということは明らかである。

ただし、屋台の減少に対する意見を求めてみると(表 2)、72 人のうち実に 45 人 (62.5%) が「食い止める必要はないが、消滅は望ましくない」と回答している。「福岡＝屋台の街」というポジティブな意識がある一方で、屋台の減少を静観する構えであり、最低限の数だけ残っていればよい、あるいはそれが福岡市の知名度貢献や観光に貢献できる程度には残しておくべきという「消極的保存」の結果となった。

表 2 屋台の減少について

意見	回答数
今すぐ減少を食い止める必要がある	11
食い止める必要はないが、消滅は望ましくない	45
将来的に消滅してもよい	3
わからない	7
その他	8

(アンケート調査より作成)

## 6. 「福岡市屋台基本条例」について

当該条例の認知度については、回答が得られた 97 人のうち「ある程度知っている」としたのは 37 人 (38.1%) にすぎず、「名前は知っている」が 39 人 (40.2%)、「知らない」と回答したのが 21 人 (21.6%) であった。「ある程度知っている」あるいは「名前は知っている」と回答した 76 人のうち半数以上は市内居住者であった。

しかし、条例施行後に「どの側面が改善されたと思うか」という質問には、半数以上が「わからない」と回答している (表 3)。2013 年に条例が施行され、少なくともその名前が認知されているにもかかわらず、周辺居住者・就労者は屋台環境が改善されたかどうかをあまり認識していないという結果が得られた。「場所の問題」や「衛生面」の改善傾向を指摘する人もある程度いるなかで、天神地区周辺の人々にも目で見えてはつきりとわかる改善策や成果が、今後の課題となるのではないだろうか。

表 3 条例施行後改善されたと思う側面

意見	回答数
衛生面	21
場所の問題	24
料金面	4
屋台の雰囲気	6
何も改善されなかった	3
わからない	55
その他	2

(アンケート調査より作成)

## 7. 屋台に対する行政の考え方

最後に、福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課に対する聞き取り調査結果から、屋台に対する行政の考え方をまとめておきたい。既述のとおり、福岡市役所は 2013 年に「福岡市屋台基本条例」を制定している。これは、2011 年にジャーナリストの鳥越俊太郎氏を中心に発足した「屋台との共生のあり方研究会 (以下、研究会)」が、福岡市に対して屋台に関する提言を行ったことを契機とする。

条例制定以前に存在した「屋台指導要綱」(2000 年)では、営業マナーの悪い屋台に対して踏み込んで指導することができず、ルールへの遵守率が悪かったという。しかしながら、観光資源として、あるいはにぎわいの場としての屋台は福岡市に不可欠の存在であり、市民に納得してもらいながら屋台を発展させていく方策が、研究会で議論されてきたのである。

福岡市も、観光資源として屋台を残していきたいと

考えてはいるが、そのためには営業ルールやマナーの徹底がなされていなければならないという認識である。「福岡市屋台基本条例」にもとづいて屋台ごとにルールの遵守度を点数化し、その点数を福岡市のホームページで公表しているのも、そうした考えに依拠している。それによると、屋台のほとんどが満点を獲得できているものの、なかには基準に満たない屋台も存在しており、ルールの遵守が徹底できていない様子をうかがえる。

福岡市によれば、将来的には屋台存続のために屋台主の公募制度を実施予定であるというが、上記のようにルールを守っていない屋台があるにもかかわらず、新しく屋台を増やすことは市民の賛同が得られないとの考えもあり、公募制度が実施されるかどうかは今のところ未定のようなのである。

また、現時点では行政として屋台存続のための支援も特に考えていないという。屋台環境の整備のため、たとえば福岡市は汚水枡設置しているが、汚水枡がある地点での屋台営業を義務づけながら、その使用料を屋台側から徴収することで市の汚水枡設置コストが賄われている。すなわち、屋台営業の負担を金銭面から軽減しようという支援策は行われていないのである。

屋台を PR することについても、ルールが守られていないものを福岡市の顔として売り出すことはできないとの考えから、現在は予定していないようである。そもそも、福岡市の屋台はマスコミでもよく取り上げられるように、知名度は高いため、行政の立場から積極的に取り組む必要はないという部分もある。

## IV おわりに

### 1. まとめ

近年、福岡市の屋台軒数は減少の一途をたどっている。上記行政の考え方にもあるように、営業ルールが徹底されるまでは公募制度も始まらない様子であることから、今後もしばらくは減少が続くだろう。また、本研究の調査でも明らかなように、日常的に屋台を利用する者は多くなく、約半数が屋台の営業マナーに何らかの不満を抱えている現状である。都市化の進展著しい福岡市の中心業務地区の天神にあつて、屋台の立ち並ぶ都市景観はもはや非日常的なものとなってしまったのであろうか。しかしながら、アンケート調査からは屋台の存続を期待する声もみられたり、また西日本鉄道では『天神屋台手帳』を発行するなど、観光資源のひとつとして屋台の存続や発展を望む人々がいることもうかがえた。

屋台存続に向けて、屋台周辺の環境整備および条例にもとづいた営業ルールやマナーの徹底化が図られるべきであろう。福岡市が行政として屋台を支援する前提は、条例の遵守にある。福岡市が公開している屋台の点数をもとに、屋台側はつねに満点を取ることができるよう努力していくべきであるし、周辺居住者や就労者にとって屋台環境の改善傾向が「目に見えるかたち」で示される必要があるだろう。そうすることで、今回のアンケート調査で屋台の営業マナーに「問題がある」と回答した人々も、納得して屋台の存在や発展を是認できるようになると考えられる。今後、福岡市の屋台景観がどのように変化していくのか、注視していきたい。

## 2. 調査の反省点

アポイントメントの行き違いから、新天町商店街でのアンケート調査の実施範囲が、当初の想定よりも狭く限定されてしまったことが反省点としてあげられる。その結果、商店街一帯ではなく一部の通りのみでの調査となり、予定よりもアンケート回収数が少なくなってしまった。そのため、急遽福岡地下開発株式会社にアンケート調査の協力をお願いすることになった。そのおかげで、結果的には回答者数を確保することができたものの、事前にきちんと計画を立て、関係各位とやり取りをしておくことの重要性を痛感した次第である。この経験を今後の調査に活かしたい。

## 謝 辞

本研究の調査にあたり多くの方々からご協力をいただいた。新天町商店街、天神明治通り街づくり協議会、公益財団法人九州経済調査協会、福岡地下開発株式会社の方々にはご多忙のなかアンケート調査にご協力いただきました。また、福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課には聞き取り調査に応じていただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

## 注

- 1) ここでいう屋台とは、「福岡市屋台基本条例」の定義にしたがって、「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。）のための設備を備えたもの」とする。なお、福岡市以外の屋台としては帯広市を事例にした倉原(2002)を参照。
- 2) 屋台に対する福岡市民のこうした意見は、川副ほか(2010)

においても同様の傾向が指摘されており、屋台への評価は依然として観光資源と都市問題のあいだで揺れ動いている様子うかがえる。

- 3) 福岡市ホームページ「屋台営業ルール遵守状況」（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/36035/1/ten27.12.pdf>）（最終閲覧日2016年4月30日）を参照。
- 4) 前掲2)を参照。ここで示した屋台軒数は、「屋台営業ルール遵守状況」の採点実施時において営業していた屋台の数であり、厳密な意味で許可を受けている屋台総数ではないことを付言しておきたい。
- 5) 天神屋台の歩き方（<http://yatai.tenjin.jp/default.php>）（最終閲覧日2016年4月29日）を参照。
- 6) 福岡市ホームページ「第1回屋台との共生のあり方研究会」（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/29820/1/shiryu.pdf>）（最終閲覧日2016年5月9日）を参照。
- 7) 「現営一代限り」の方針によって、具体的には「屋台の名義変更や譲渡が禁じられ」たのである（宮崎 2015：94）。

## 文 献

- 川副文彦・外井哲志・八尋和郎 2011. 福岡市における屋台の状況と市民意識調査. 日本都市学会年報 44：193-200.
- 倉原宗孝 2002. まちなか活性化・まちづくりに向けた市民主体による事業への取り組みに関する考察—帯広市「北の屋台」を通じて—. 日本建築学会技術報告集 16：303-308.
- 濱田貴広・高木研作・出口 敦 2010. 福岡市における屋台景観の印象評価に関する研究. 九州大学大学院人間環境学研究院紀要 17：35-42.
- 福岡市 2011. 『屋台に対する意識調査報告書』福岡市.
- 宮崎克則監修 2015. 『福岡「地理・地名・地図」の謎』実業之日本社.

## 参考ウェブサイト

- 天神明治通り街づくり協議会ホームページ（<http://www.tenjin-mdc.org/>）（最終閲覧日2016年4月29日）